

那覇市公報

第 1 6 2 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則（総務課）
..... 790
- 那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（総務課）
..... 791

◇訓 令◇

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務課） 792
- 那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令（総務課） 795

◇告 示◇

- 平成 25 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について（総務課） 798
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） 798
- 平成 25 年度下半期那覇市の財政（平成 26 年 3 月 31 日現在）（財政課） 799
- 土壤汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について（環境保全課）
..... 815

◇公 告◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課） 817
- 都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課） 818
- 高速デジタル印刷機賃貸借の制限付一般競争入札の実施について（総務課） 819
- 制限付一般競争入札の実施について（建築指導課） 823

○公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について（道路建設課）	825
--------------------------------------	-----

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程	828
---------------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	830
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	831

◇教育委員会規則◇

○那覇市情報公開条例施行規則	832
○那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	833
○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	835
○那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則	837

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	838
○那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令	840

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	841
○那覇市情報公開条例施行規程の全部を改正する告示	842
○那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	843

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）	844
----------------------------------	-----

◇正

誤◇

○那覇市公報第 1617 号の正誤……………	848
------------------------	-----

規 則

那覇市規則第31号

平成26年 6 月 4 日

公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則（平成12年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（担当事務） 第2条 審議会は、<u>那覇市個人情報保護条例</u>（平成3年那覇市条例第21号。以下「保護条例」という。）第2条第3号及び<u>那覇市情報公開条例</u>（昭和63年那覇市条例第1号）第2条第2号に規定する実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）<u>保護条例</u>の規定によりその権限に属する事項 （2）～（3） [略] 2 [略]	（担当事務） 第2条 審議会は、<u>那覇市情報公開条例</u>（平成26年那覇市条例第26号）第2条第2号及び<u>那覇市個人情報保護条例</u>（平成3年那覇市条例第21号）第2条第3号の実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）<u>那覇市情報公開条例</u>又は<u>那覇市個人情報保護条例</u>の規定によりその権限に属する事項 （2）～（3） [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

那覇市規則第32号

平成26年6月4日

公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成12年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任意務) 第2条 審査会は、 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第20条第2項</u> 及び <u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)第11条第2項</u> の規定による諮問に応じ、審査又は調停(以下「審査等」という。)する。	(担任意務) 第2条 審査会は、 <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第19条第2項</u> 及び <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第20条第2項</u> の規定による諮問に応じ、審査又は調停(以下「審査等」という。)する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第12号

平成26年 6 月16日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) 事務決裁基準表 市長決裁基準 (1)～(10) [略]	別表第1(第3条関係) 事務決裁基準表 市長決裁基準 (1)～(10) [略] <u>(11) 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関すること。</u>
(11) [略] [略]	(12) [略] [略]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定及び決定期間の延長に関すること。 那覇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、非開示、訂	[略]

る事項	正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関する事	
-----	---------------------------	--

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する事項	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関する事 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関する事	[略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
保護管理課	[略]	
	指定医療機関等の診療内容等の審査及び診療報酬等の額の決定に関する事	[略]
	はり師及びきゅう師の登録等に関する事	課長
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
保護管理課	[略]	
	指定医療機関等の診療内容等の審査及び診療報酬等の額の決定に関する事	[略]
[略]		

那覇市訓令第13号

平成26年 6 月16日

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公文書 <u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)</u>第2条第1号に規定する公文書をいう。 (2) [略] (3) 行政資料 公文書のうち、条例による公開請求に基づかず、<u>市政に関する情報を任意に市民に閲覧、貸出等を行うこと(以下「情報提供」という。)</u>を目的に、<u>現にセンターにおいて閲覧に供しているものをいう。</u> (事務) 第3条 センターは、次に掲げる事務を行う。 (1)～(2) [略] (3) <u>情報提供</u>に関する事項 ア～ウ [略] エ その他<u>情報提供</u>に関すること。 (資料の送付義務等) 第5条 [略] 2 課長は、特に利用度が高く、かつ1部しかない場合等前項の規定による送付が適当でない資料については、送付を要しない。ただし、この場合においては、当該資料の名称、内容及び所在等を明確にし、<u>条例第6条第1項各号のいずれかに該当する非公開情報を除き、市民の閲覧の便を</u>	(定義) 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公文書 <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)</u>第2条第1号に規定する公文書をいう。 (2) [略] (3) 行政資料 公文書のうち、条例による公開請求に基づかず、<u>センターにおいて閲覧に供しているものをいう。</u> (事務) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>市政に関する情報の提供</u>に関する事項 ア～ウ [略] エ その他<u>市政に関する情報の提供</u>に関すること。 (資料の送付義務等) 第5条 [略] 2 課長は、特に利用度が高く、かつ、1部しかない場合等前項の規定による送付が適当でない資料については、送付を要しない。ただし、この場合においては、当該資料の名称、内容及び所在等を明確にし、<u>条例第7条第1項各号のいずれかに該当する非公開情報を除き、市民の閲覧の</u>

図るよう努めるものとする。 (行政資料の貸出し) <u>第7条</u> 総務課副参事は、行政資料の貸出申込みがある場合は、別に定める申込書を提出させるものとする。ただし、貸出しの期間は、7日を限度とする。 (行政資料の写しの交付等) <u>第8条</u> 総務課副参事は、行政資料の写しの交付の申込みがあったときは、別に定める申込書を提出させるものとする。 2 行政資料の写しの交付及び写しの送付に要する費用の額及びその納付については、条例に規定する公文書の例による。 (利用の制限) <u>第9条</u> 総務課副参事は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失、汚損若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。 (その他) <u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。	便を図るよう努めるものとする。 (行政資料の写しの作成等) <u>第7条</u> 行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の額及びその納付については、条例に規定する公文書の例による。 (利用の制限) <u>第8条</u> 総務課副参事は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。 (補則) <u>第9条</u> この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 130 号

平成 26 年 5 月 30 日

掲 示 済

平成 25 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 14 条及び那覇市個人情報保護条例第 25 条の規定に基づき、平成 25 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙略）※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市告示第 143 号

平成 26 年 6 月 3 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 1 1 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名 称 仲井真ハイツ自治会
- 2 事務所の所在地 那覇市字仲井真 398 番地 10
- 3 変更があった事項及び内容
- （1）代表者の変更
- 変更前の代表者の氏名及び住所
- 氏名 玉城 敏邦
- 住所 那覇市仲井真 393 番 8
- 変更後の代表者の氏名及び住所
- 氏名 金城 孝
- 住所 那覇市字仲井真 393 番地 12
- （2）事務所所在地の変更
- 変更前の事務所所在地
- 住所 那覇市仲井真 393 番 8
- 変更後の事務所所在地
- 住所 那覇市字仲井真 398 番地 10

那覇市告示第 155 号
平成 26 年 6 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度下半期那覇市の財政(平成 26 年 3 月 31 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		140,012,436	58,280,052 49,427,205	61,624,289 67,649,065	119,904,341 117,076,270	85.6% 83.6%
(2) 特別会計		73,987,705	27,105,470 31,896,379	30,355,563 34,770,637	57,461,033 66,667,016	77.7% 90.1%
内 訳	土 地 区 画 整理事業	845,216	477,718	404,095	881,813	104.3%
			78,995	667,753	746,748	88.3%
	国 民 健 康 保険事業	47,887,655	16,662,770	15,286,585	31,949,355	66.7%
			21,821,260	21,327,065	43,148,325	90.1%
	市 街 地 再 開発事業	141,244	499	132,845	133,344	94.4%
			65,750	66,593	132,343	93.7%
	介 護 保 険 事業	21,879,297	8,810,816	12,553,361	21,364,177	97.6%
			8,649,855	11,012,875	19,662,730	89.9%
	後 期 高 齢 者医療	2,855,427	982,718	1,778,296	2,761,014	96.7%
			1,132,820	1,537,843	2,670,663	93.5%
	病 院 事 業 債管理	265,808	133,000	132,807	265,807	100.0%
			133,000	132,807	265,807	100.0%
	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸付事業	113,058	37,949	67,574	105,523	93.3%
			14,699	25,701	40,400	35.7%
合計(1) + (2)		214,000,141	85,385,522	91,979,852	177,365,374	82.9%
			81,323,584	102,419,702	183,743,286	85.9%

一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位:千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	42,536,974	23,941,345	18,004,044	41,945,389	98.6%
地方譲与税	645,314	233,828	449,988	683,816	106.0%
地方交付税	14,083,710	9,071,252	4,960,368	14,031,620	99.6%
分担金及び負担金	1,827,816	856,702	899,384	1,756,086	96.1%
使用料及び手数料	2,879,532	1,347,811	1,474,184	2,821,995	98.0%
国庫支出金	33,885,754	14,160,989	15,261,903	29,422,892	86.8%
県支出金	20,565,555	1,593,638	8,384,489	9,978,127	48.5%
繰入金	425,212	0	422,075	422,075	99.3%
繰越金	3,662,076	3,662,076	0	3,662,076	100.0%
諸収入	2,511,485	1,238,732	814,929	2,053,661	81.8%
市債	12,623,157	0	9,092,357	9,092,357	72.0%
その他	4,365,851	2,173,679	1,860,568	4,034,247	92.4%
合 計	140,012,436	58,280,052	61,624,289	119,904,341	85.6%

歳 出

(単位:千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	791,657	408,836	359,061	767,897	97.0%
総務費	12,279,896	2,795,526	6,324,271	9,119,797	74.3%
民生費	61,879,820	24,017,664	32,267,787	56,285,451	91.0%
衛生費	9,465,239	3,685,297	4,257,459	7,942,756	83.9%
労働費	585,853	293,528	145,959	439,487	75.0%
農林水産業費	181,964	67,914	83,828	151,742	83.4%
商工費	3,007,912	925,332	971,819	1,897,151	63.1%
土木費	21,189,413	4,872,733	7,673,542	12,546,275	59.2%
消防費	3,094,498	1,242,322	1,396,785	2,639,107	85.3%
教育費	13,480,309	4,871,013	6,416,495	11,287,508	83.7%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	14,014,575	6,247,040	7,752,059	13,999,099	99.9%
その他	41,296	0	0	0	0.0%
合 計	140,012,436	49,427,205	67,649,065	117,076,270	83.6%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,864,574 m ²
②建物（学校、図書館など）	1,085,712 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	18,918,957 千円
④有価証券（株券）	3,562,861 千円

4 一時借入金の現在額

5, 329, 000 千円

5 市債残高（一般会計・特別会計）

（単位：千円）

借入先	一般会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	70, 639, 233	1, 694, 783	72, 334, 016
郵便貯金資金	969, 418	0	969, 418
簡易生命保険資金	12, 994, 487	0	12, 994, 487
地方公共団体金融機構	21, 338, 302	0	21, 338, 302
国の予算貸付等	378, 900	163, 900	542, 800
市中銀行	20, 298, 673	0	20, 298, 673
その他の金融機関	1, 073, 452	0	1, 073, 452
共済等	6, 619, 985	232, 544	6, 852, 529
その他	512, 558	0	512, 558
合 計	134, 825, 008	2, 091, 227	136, 916, 235

※その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成26年3月31日現在人口 321, 678 人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 435, 257 円

市民1人当たり市税負担額 132, 235 円

（単位：円）

1人当たり行政経費	435, 257
議会費	2, 461
総務費	38, 174
民生費	192, 366
衛生費	29, 425
労働費	1, 821
農林水産業費	566
商工費	9, 351
土木費	65, 872
消防費	9, 620
教育費	41, 906
災害復旧費	0
公債費	43, 567
その他	128

7 平成 25 年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		平成 25 年度 当初予算	平成 24 年度 当初予算	増減額	平成 25 年度対 前年度 増減率	平成 24 年度対 前年度 増減率
一般会計		128,088,000	125,623,000	2,465,000	2.0%	1.2%
特別会計		68,679,965	67,003,510	1,676,455	2.5%	5.2%
内 訳	土地区画整 理事業	571,319	1,555,569	△984,250	△63.3%	△15.5%
	国民健康保 険事業	43,370,585	41,965,473	1,405,112	3.3%	5.7%
	市街地再開 発事業	349,686	151,855	197,831	130.3%	△88.6%
	介護保険事 業	21,222,109	20,354,282	867,827	4.3%	12.5%
	後期高齢者 医療	2,815,884	2,624,389	191,495	7.3%	2.1%
	病院事業債 管理	269,891	217,932	51,959	23.8%	111.3%
	母子寡婦福祉 資金貸付事業	80,491	0	80,491	皆増	皆増
	公営墓地整 備等事業	0	134,010	△134,010	皆減	347.5%
合 計		196,767,965	192,626,510	4,141,455	2.1%	2.6%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 26 年 3 月 31 日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	319,680
給水戸数	戸	153,627
給水栓数	栓	98,486
総配水量	m3	38,567,178
一日平均配水量	m3	105,664
一日最大配水量	m3	114,020
有収水量	m3	37,274,051
有収率	%	96.65

水道料金調定・収納状況

平成 26 年 3 月 31 日現在

（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
7,334,467,000	7,368,739,367	6,132,800,569	83.23	1,235,938,798

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的收入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款		水道事業収益	7,775,934,000	3,658,376,616	47.05%	4,166,445,692	53.58%	7,824,822,308	100.63%
	第1項	営業収益	7,658,502,000	3,609,315,252	47.13%	4,098,574,556	53.51%	7,707,889,808	100.64%
	第2項	営業外収益	116,985,000	48,713,710	41.64%	67,771,012	57.93%	116,484,722	99.57%
	第3項	特別利益	447,000	347,654	77.77%	100,124	22.40%	447,778	100.17%

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款		水道事業費用	7,377,465,000	2,954,006,758	40.04%	4,322,494,044	58.59%	7,276,500,802	98.63%
	第1項	営業費用	7,125,418,000	2,899,107,449	40.69%	4,147,955,566	58.21%	7,047,063,015	98.90%
	第2項	営業外費用	225,564,000	54,560,766	24.19%	166,862,115	73.97%	221,422,881	98.16%
	第3項	特別損失	9,051,000	338,543	3.74%	7,676,363	84.81%	8,014,906	88.55%
	第4項	予備費	17,432,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款		資本的收入	382,246,000	0	0.00%	311,166,600	81.40%	311,166,600	81.40%
	第1項	補助金	288,974,000	0	0.00%	288,974,000	100.00%	288,974,000	100.00%
	第2項	出資金	81,040,000	0	0.00%	9,960,000	12.29%	9,960,000	12.29%
	第3項	その他資本収入	0	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	第4項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款		資本的支出	1,380,800,900	292,467,488	21.18%	896,988,667	64.96%	1,189,456,155	86.14%
	第1項	建設改良費	1,032,875,900	172,064,218	16.66%	674,830,645	65.33%	846,894,863	81.99%
	第2項	企業債償還金	242,924,000	120,403,270	49.56%	122,520,022	50.44%	242,923,292	100.00%
	第3項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	第4項	投資	100,000,000	0	0.00%	99,638,000	99.64%	99,638,000	99.64%
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

平成25年度損益計算書

（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：円）

1 営 業 収 益	（上半期）	（下半期）	（年間計）	
(1) 給 水 収 益	3,346,372,767	3,671,998,572	7,018,371,339	
(2) その他営業収益	<u>94,565,604</u>	<u>241,099,609</u>	<u>335,665,213</u>	<u>7,354,036,552</u>
2 営 業 費 用				
(1) 配 水 費	1,823,856,842	2,539,522,333	4,363,379,175	
(2) 給 水 費	86,791,963	152,081,917	238,873,880	
(3) 漏水防止費	18,876,074	36,008,656	54,884,730	
(4) 業 務 費	147,627,951	182,963,791	330,591,742	
(5) 総 係 費	190,706,955	564,418,399	755,125,354	
(6) 減 価 償 却 費	534,539,000	539,199,933	1,073,738,933	
(7) 資産減耗費	<u>5,208,500</u>	<u>701,198</u>	<u>5,909,698</u>	<u>6,822,503,512</u>
営 業 利 益				531,533,040
3 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息	6,462,425	14,806,386	21,268,811	
(2) 補 償 金	677,000	4,670,000	5,347,000	
(3) 土地物件収益	33,734,409	34,967,261	68,701,670	
(4) 他会計負担金	3,978,000	7,771,000	11,749,000	
(5) 雑 収 益	<u>2,394,107</u>	<u>4,160,866</u>	<u>6,554,973</u>	<u>113,621,454</u>
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息	54,420,067	52,303,315	106,723,382	
(2) 雑 支 出	<u>140,699</u>	<u>4,624,326</u>	<u>4,765,025</u>	<u>111,488,407</u>
経 常 利 益				533,666,087
5 特 別 利 益				
(1) 過年度損益修正益	<u>331,105</u>	<u>95,359</u>	<u>426,464</u>	<u>426,464</u>
6 特 別 損 失				
(1) 過年度損益修正損	<u>322,433</u>	<u>7,310,825</u>	<u>7,633,258</u>	<u>7,633,258</u>
当 年 度 純 利 益				526,459,293
前年度繰越利益剰余金				0
当年度未処分利益剰余金				<u>526,459,293</u>

平成25年度貸借対照表

(平成26年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,070,849,302	
ロ 建 物	2,258,394,332		
減価償却累計額	<u>739,132,383</u>	1,519,261,949	
ハ 構 築 物	38,351,202,305		
減価償却累計額	<u>15,881,897,448</u>	22,469,304,857	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,453,456,329		
減価償却累計額	<u>1,283,856,280</u>	1,169,600,049	
ホ 車 両 運 搬 具	27,677,330		
減価償却累計額	<u>18,593,422</u>	9,083,908	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	417,104,726		
減価償却累計額	<u>298,857,748</u>	118,246,978	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>53,519,000</u>	
有形固定資産合計			26,409,866,043
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>913,300</u>	
無形固定資産合計			913,300
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		199,518,000	
ロ 長期貸付金		36,697,800	
ハ その他投資		<u>2,405,000</u>	
投資合計			<u>238,620,800</u>
固定資産合計			26,649,400,143
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		7,879,172,922	
(2) 未 収 金		1,324,107,623	
(3) 貯 蔵 品		63,447,097	
(4) 前 払 金		<u>38,321,640</u>	
流動資産合計			<u>9,305,049,282</u>
資 産 合 計			<u>35,954,449,425</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

853,999,944

ロ 修繕引当金

759,370,0001,613,369,944

固 定 負 債 合 計

1,613,369,944

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

653,465,992

(2) 前 受 金

0

(3) 預 り 金

85,299,987

流 動 負 債 合 計

738,765,979

負 債 合 計

2,352,135,923

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

10,475,049,872

(2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

3,137,432,496

借 入 資 本 金 合 計

3,137,432,496

資 本 金 合 計

13,612,482,368

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

637,415,282

ロ 国庫（県）補助金

15,620,187,977

ハ 寄 付 金

70,000,000

ニ 工 事 負 担 金

1,804,275,168

ホ 補 償 金

166,663,131

資 本 剰 余 金 合 計

18,298,541,558

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

1,164,830,283

ロ 当年度未処分利益剰余金

526,459,293

利 益 剰 余 金 合 計

1,691,289,576

剰 余 金 合 計

19,989,831,134

資 本 合 計

33,602,313,502

負 債 資 本 合 計

35,954,449,425

(注) 退職給与引当金計上額 204,329,006円

(注) 国庫補助金返還金 13,422,991円

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	2,195,471,907	0	150,140,186	2,045,331,721
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	1,184,883,881	0	92,783,106	1,092,100,775
計	3,380,355,788	0	242,923,292	3,137,432,496

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成26年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	142,500
検針栓数	栓	90,504
総排水量	m ³	35,215,261
有収水量	m ³	35,205,010
有収率	%	99.97

下水道使用料調定・収納状況

平成26年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,492,001,000	3,503,693,760	2,851,019,251	81.37	652,674,509

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	下水道事業収益	4,414,117,000	2,063,690,870	46.75%	2,323,500,710	52.64%	4,387,191,580	99.39%	
	第1項 営業収益	4,005,878,000	1,912,947,587	47.75%	2,095,173,624	52.30%	4,008,121,211	100.06%	
	第2項 営業外収益	399,388,000	149,136,485	37.34%	220,337,627	55.17%	369,474,112	92.51%	
	第3項 特別利益	8,851,000	1,606,798	18.15%	7,989,459	90.27%	9,596,257	108.42%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	下水道事業費用	4,046,629,000	1,002,329,227	24.77%	2,997,006,904	74.06%	3,999,336,131	98.83%	
	第1項 営業費用	3,568,787,000	800,416,730	22.43%	2,742,793,064	76.86%	3,543,209,794	99.28%	
	第2項 営業外費用	446,794,000	201,591,113	45.12%	244,581,856	54.74%	446,172,969	99.86%	
	第3項 特別損失	11,048,000	321,384	2.91%	9,631,984	87.18%	9,953,368	90.09%	
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	果 計	果 計	
第1款	資本的收入	1,869,347,740	162,829,568	8.71%	1,226,006,364	65.58%	1,388,835,932	74.30%	
	第1項 企業債	730,081,240	0	0.00%	493,400,000	67.58%	493,400,000	67.58%	
	第2項 補助金	670,459,500	0	0.00%	453,992,964	67.71%	453,992,964	67.71%	
	第3項 出資金	466,716,000	161,376,698	34.58%	277,391,400	59.43%	438,768,098	94.01%	
	第4項 その他資本収入	2,091,000	1,452,870	69.48%	1,222,000	58.44%	2,674,870	127.92%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	果 計	果 計	
第1款	資本的支出	2,883,855,700	1,017,641,963	35.41%	1,238,711,543	43.10%	2,256,353,506	78.51%	
	第1項 建設改良費	1,750,920,700	484,694,631	27.84%	647,404,314	37.18%	1,132,098,945	65.02%	
	第2項 企業債償還金	1,110,702,000	532,277,332	47.92%	578,424,629	52.08%	1,110,701,961	100.00%	
	第3項 他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	
	第4項 投資	5,000,000	670,000	13.40%	650,000	13.00%	1,320,000	26.40%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成25年度損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
(1) 下 水 道 使 用 料	1,594,298,530	1,742,691,516	3,336,990,046		
(2) 雨水処理負担金	209,703,158	238,306,994	448,010,152		
(3) 再生水売却収益	27,758,060	25,336,320	53,094,380		
(4) その他営業収益	<u>135,100</u>	<u>533,100</u>	<u>668,200</u>	<u>3,838,762,778</u>	
2 営 業 費 用					
(1) 管 渠 費	47,330,242	225,472,752	272,802,994		
(2) ポ ン プ 場 費	12,332,479	17,194,698	29,527,177		
(3) 雨 水 処 理 費	16,653,167	65,506,300	82,159,467		
(4) 排 水 設 備 費	35,974,334	39,456,224	75,430,558		
(5) 業 務 費	618,752,445	1,244,150,704	1,862,903,149		
(6) 総 係 費	38,212,750	160,037,308	198,250,058		
(7) 減 価 償 却 費	457,996,000	459,138,417	917,134,417		
(8) 資 産 減 耗 費	<u>0</u>	<u>710,938</u>	<u>710,938</u>	<u>3,438,918,758</u>	
営 業 利 益					399,844,020
3 営 業 外 収 益					
(1) 受 取 利 息	104,780	477,915	582,695		
(2) 他 会 計 補 助 金	145,689,144	202,984,114	348,673,258		
(3) 他 会 計 負 担 金	1,724,000	3,832,000	5,556,000		
(4) 雑 収 益	671,665	12,340,251	13,011,916		
(5) 土 地 物 件 収 益	<u>946,896</u>	<u>703,413</u>	<u>1,650,309</u>	369,474,178	
4 営 業 外 費 用					
(1) 支 払 利 息	201,572,633	195,574,256	397,146,889		
(2) 雑 支 出	<u>18,480</u>	<u>4,128,431</u>	<u>4,146,911</u>	<u>401,293,800</u>	<u>△ 31,819,622</u>
経 常 利 益					368,024,398
5 特 別 利 益					
(1) 過年度損益修正益	1,530,287	899,531	2,429,818		
(2) その他特別利益	<u>0</u>	<u>7,044,957</u>	<u>7,044,957</u>	9,474,775	
6 特 別 損 失					
(1) 過年度損益修正損	306,110	2,797,130	3,103,240		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>6,695,000</u>	<u>6,695,000</u>	<u>9,798,240</u>	<u>△ 323,465</u>
当 年 度 純 利 益					367,700,933
前年度繰越利益剰余金					<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金					<u>367,700,933</u>

平成25年度貸借対照表

(平成26年3月31日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,172,871,541	
ロ 建 物	164,899,550		
減価償却累計額	<u>13,642,912</u>	151,256,638	
ハ 構 築 物	60,347,976,041		
減価償却累計額	<u>4,045,286,595</u>	56,302,689,446	
ニ 機 械 及 び 装 置	803,624,830		
減価償却累計額	<u>91,759,774</u>	711,865,056	
ホ 車 両 運 搬 具	3,565,319		
減価償却累計額	<u>2,932,629</u>	632,690	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	40,485,872		
減価償却累計額	<u>19,663,739</u>	20,822,133	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>350,150,938</u>	
有形固定資産合計			58,710,288,442

(2) 無形固定資産

イ 施 設 利 用 権		<u>4,981,753,463</u>	
無形固定資産合計			4,981,753,463

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		3,277,200	
ロ そ の 他 投 資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>7,424,200</u>

固定資産合計 63,699,466,105

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,482,687,987	
(2) 未 収 金		786,427,777	
(3) 前 払 金		<u>190,859,182</u>	
流動資産合計			<u>2,459,974,946</u>
資 産 合 計			<u>66,159,441,051</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金	242,537,136		
ロ 修繕引当金	<u>378,262,000</u>	<u>620,799,136</u>	
固 定 負 債 合 計			620,799,136

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

507,296,501

(2) 預 り 金

10,103,178

流 動 負 債 合 計			<u>517,399,679</u>
-------------	--	--	--------------------

負 債 合 計			1,138,198,815
---------	--	--	---------------

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

11,527,426,264

(2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債 16,744,138,424

ロ 他 会 計 借 入 金 36,697,800

借入資本金合計		<u>16,780,836,224</u>	
---------	--	-----------------------	--

資 本 金 合 計			28,308,262,488
-----------	--	--	----------------

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額 430,134,151

ロ 国庫（県）補助金 35,915,144,664

資 本 剰 余 金 合 計			36,345,278,815
---------------	--	--	----------------

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 0

ロ 当年度未処分利益剰余金 367,700,933

利 益 剰 余 金 合 計		<u>367,700,933</u>	
---------------	--	--------------------	--

剰 余 金 合 計			<u>36,712,979,748</u>
-----------	--	--	-----------------------

資 本 合 計			<u>65,021,242,236</u>
---------	--	--	-----------------------

負 債 資 本 合 計			<u>66,159,441,051</u>
-------------	--	--	-----------------------

(注) 退職給与引当金計上額 30,497,000円

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	5,364,634,329	0	313,491,187	5,051,143,142
地方公共団体金融機構	7,436,436,874	493,400,000	331,594,191	7,598,242,683
郵貯・簡保管理機構	3,164,423,144	0	201,546,912	2,962,876,232
沖縄県市町村振興資金	161,288,821	0	40,195,412	121,093,409
琉 球 銀 行	1,086,192,000	0	207,802,000	878,390,000
計	17,212,975,168	493,400,000	1,094,629,702	16,611,745,466

その他借入金

都 市 再 生 機 構	148,465,217	0	16,072,259	132,392,958
那覇市水道事業会計	48,930,400	0	12,232,600	36,697,800
計	197,395,617	0	28,304,859	169,090,758

一時借入金 なし

那覇市告示第 156 号

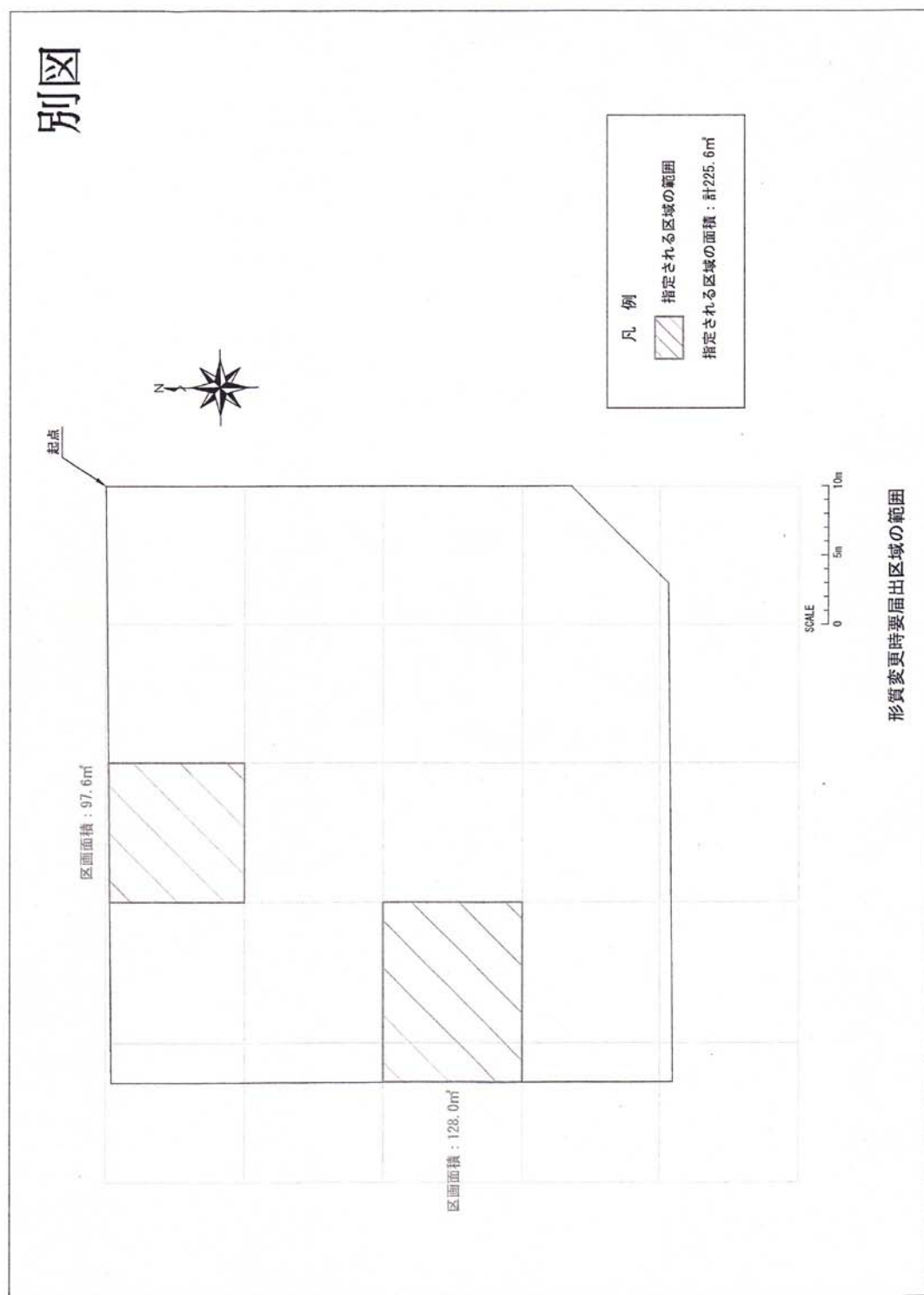
平成 26 年 6 月 16 日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（那覇市港町 3 丁目 2 番 1 号地内）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）
第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



公 告

那覇市公告第 82 号

平成 26 年 6 月 4 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 84 号
平成 26 年 6 月 5 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - (1) 那覇広域都市計画区域区分の変更
 - (2) 那覇広域都市計画臨港地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 那覇広域都市計画区域区分の変更
「若狭 1 丁目地先地区」(那覇市若狭 1 丁目)
 - (2) 那覇広域都市計画臨港地区の変更
「泊・新港臨港地区」(那覇市若狭 1 丁目)
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所本庁舎 9 階)

那 覇 市 公 告 第 92 号

平成 26 年 6 月 11 日

掲 示 済

高速デジタル印刷機賃貸借の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市高速デジタル印刷機賃貸借
- (2) 履行場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所総務部総務課印刷室
- (3) 契約内容 那覇市の指定する機能を備えた高速デジタル印刷機を受注者が那覇市役所本庁舎印刷室に設置し、那覇市がこれを借り受ける。
- (4) 予定価格 9,684,000 円（消費税抜き）
- (5) 最低制限価格 設定しない。
- (6) 入札の基本条件
 - ア 印刷機の名称
高速デジタル印刷機
 - イ 印刷機の規格及び条件
別紙仕様書のとおり
 - ウ 印刷機の賃貸借期間
平成 26 年 9 月 1 日（月）から平成 31 年 8 月 31 日（土）
 - エ 賃貸借契約の注意点
賃貸借契約金額は、高速デジタル印刷機及び周辺機器、ソフトウェアを含んだ金額とし、リース料率分の経費を含む
 - オ 支払い方法
原則として、月払いとする。

2 入札参加資格条件

- (1) 市内に本社、支社、支店、営業所を有するものであること。
- (2) 定款又は商業登記簿でリース業又は動産賃貸業を営んでいることを定めている者であること。
- (3) 事務用機器類の賃貸借に関して、直近 2 事業年度以上の営業実績を有して

いること。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (5) 市税に滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認めるものに該当しない者であること。（公告日の 3 月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
- (8) 納入する印刷機のメーカー又はメーカー系保守業者と保守業務及びプリント使用料について提携又は提携予定であること。
- (9) 過去 2 ヶ年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と印刷機・複写機等の賃貸借に係る契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者（その契約金額の合計額が 390 万円以上（消費税抜き）となること）
- (10) その他市長の定める所定の要件を満たしている者であること。

3 入札参加資格申請及び資格の確認

入札を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 平成 26 年 6 月 11 日（水）～平成 26 年 6 月 18 日（水）まで
（土、日を除く）
- (2) 申請時間 午前 9 時～午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）
- (3) 申請場所 那覇市総務部総務課総務文書グループ
（那覇市泉崎 1-1-1 098-862-9911）
- (4) 申請方法 次の書類各 1 部を申請期間内に持参又は郵送（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出する。なお、申請用紙は、総務部総務課で受け取るか、又は那覇市のホームページ（新着情報）からダウンロードすること。

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 高速デジタル印刷機仕様確認書
- ウ 提携予定保守業者報告書
- エ 市税に滞納のないことの証明（完納証明書）
- オ 申込書を提出する直近の貸借対照表及び損益計算書
- カ 登記事項証明書（原本）
- キ 契約実績証明書

(5) 入札参加資格の確認結果

ア 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「入札参加資格審査確認通知書」、又は「入札参加資格不適格通知書」を平成 26 年 6 月 24 日（火）までに郵便により通知する。

イ 「入札参加資格審査申請書」を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できないこととする。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項が判明した場合は、その確認結果を取り消すこととする。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 本件入札に関する質問及び回答

(1) 質問期間 平成 26 年 6 月 11 日（水）～平成 26 年 6 月 19 日（木）午後 5 時まで

(2) 質問提出先 総務部 総務課

E-mail: nahainfo@neo.city.naha.okinawa.jp

(3) 回答期限 平成 26 年 6 月 20 日（金）午後 5 時

本件入札に関する質問については、平成 26 年 6 月 19 日（木）午後 5 時まで受付ける。（第 3 号様式をファックス又は E-mail で送付すること）なお、本件入札に関する質問にあつては、個別に対応する必要があると判断したものを除き、入札に参加しようとする全員にメールで通知又は那覇市のホームページで公開する。

6 入札

入札に参加する者は、第 4 号様式による入札書（以下「入札書」という。）を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札書の提出方法 書留郵便により提出する。

（入札書の受領期限までに必着するよう送付すること。）

※別添 封筒作成例参照

(2) 入札書の受領期限 平成 26 年 7 月 3 日（木）午後 5 時

(3) 入札書の提出場所

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部 総務課

(4) 提出書類

ア 入札書

イ 代表者印の印鑑証明書

7 入札書の不受理・無効

那覇市高速デジタル印刷機賃貸借制限付一般競争入札心得（以下「心得」という。）第 11 条及び第 12 条参照。

8 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第 15 条第 2 項参照。

なお、入札参加者が一人の場合でも入札は有効とする。

9 入札保証金、契約保証金

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

(2) 契約保証金

免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付

しなければならない。

10 開札

- (1) 開札日時 平成 26 年 7 月 4 日（金）午前 10 時
- (2) 開札場所 那覇市役所本庁 5 階入札室
- (3) 開札の立会 当該入札の参加者は、希望により開札に立会いをすることができる。ただし、参加者である代表者以外の代理人が立会いに参加する場合は、委任状（第 7 号様式）を開札日当日に提出するものとする。なお、参加希望の立会人がいない場合は、入札業務に関係のない那覇市職員が立会いを行う。（注）開札の立会人は、当日認印を持参すること。また、委任状の日付は、公告日以降、開札日までの日を記入すること。

11 その他必要な事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる。延期後の日時は、メール及び那覇市ホームページで掲載する。

12 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨

13 問合せ先

この公告、那覇市役所ホームページ・入札・開札・契約に関すること
那覇市役所 総務部 総務課 担当者：鬼塚、町田
電話番号 098-862-9911 FAX 番号 098-862-0602

14 仕様書・様式等の確認方法

那覇市ホームページ→新着情報（お知らせ）那覇市高速デジタル印刷機賃貸借
制限付一般競争入札

那覇市公告第 96 号

平成 26 年 6 月 16 日

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：平成 26 年度那覇市アスベストデータベース整備業務委託
- (2) 場 所：那覇市全域
- (3) 概 要：本業務は、建築物のアスベスト対策を公平かつ着実に推進するための「建築物アスベストデータベース」の整備を目的とし、次に掲げる業務を実施するものとする。
 - ア 建築計画概要書及び建築確認台帳のスキヤニング（PDF 化）
 - イ 建築計画概要書及び建築確認台帳記載情報を甲が提供する入力支援ツール（APS 形式）を利用し、データ入力する。
 - ウ 入力したデータと上記アで作成した PDF ファイルを紐付けし、「建築物アスベストデータベース」の作成を行う。
- (4) 履行期間：契約締結日から平成 27 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格：14,040,000 円(税込)
- (6) 最低制限価格：予定価格の 6/10 から 8/10 までの範囲で設定し、開札後公表する。
- (7) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (8) 本委託は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

- (4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
（公告日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当するものを除く。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (6) プライバシーマークの認定又は ISO27001 認証を有している者であること。
- (7) 沖縄県内に事業所（契約可能な本店又は支店等）が有る法人であること。
- (8) 本委託業務に際し、この公示または仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去2ヵ年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限：平成26年6月27日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎9階 建築指導課

4 入札について

- (1) 入 札 日：平成26年7月2日（水）午前11時00分
- (2) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎9階 901 会議室
- (3) 開札日時：入札終了後、即時おこなう。
- (4) その他事項については入札説明書による。

5 資格確認資料の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

(1) 落札候補者の資格確認

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成26年7月2日（水）午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

イ 提出期限：指定された期限までに提出すること。

ウ 提 出 先：那覇市建築指導課まで持参すること。

- (2) 入札参加資格の確認結果通知（落札者決定通知）
平成26年7月9日（水）（予定）までに通知する。
- (3) その他事項については入札説明書による。

6 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

7 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：免除する。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

8 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：公告日から平成26年6月25日(水)17時まで
- (2) 提出方法：質問書（第2号様式）をFAXで提出すること。（質問がなければ提出不要）
- (3) 提出先：那覇市建築指導課 担当 矢島 宛 FAX:098-951-3245
- (4) 回答日：平成26年6月27日(金)
- (5) 回答方法：那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 入札参加者は、契約書(案)及び仕様書、入札説明書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書(案)、仕様書、入札説明書、様式等については那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/>

那 覇 市 公 告 第 9 7 号

平成 26 年 6 月 16 日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び那覇市契約規則（1971年那覇市規則第13号。）第13条第1項の規定により公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 26 年度 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内
- (5) 設計価格 47,369,000 円（消費税抜き）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、那覇市内に事務所を設置している 5 人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が 5 人以上在籍する那覇市内に事業所を設置している土地家屋調査士法人であること。
 - ウ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札説明書の配布及び入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市 建設管理部 道路建設課備え付けの設計図書を受け取り、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次のとおり当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 配布及び提出期間 平成 26 年 6 月 16 日（月）から 26 年 6 月 20 日（金）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）。
- (2) 配布及び提出場所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市 建設管理部 道路建設課
（那覇市役所本庁舎 7 階）
電話番号 098-951-3221
（担当：工事グループ 渡名喜）
- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。

4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

3－（2）に同じ。

5 入札の方法

- (1) 郵便入札（一般書留、配達証明、配達日指定郵便のすべてを指定し郵送すること）。
- (2) 配達指定日 平成 26 年 7 月 3 日（木）

※配達日を指定するためには、配達指定日の2日前までに郵便局での手続きが必要。

(3) 宛先 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎 建設管理部 道路建設課

(4) その他 直接持参又はファックスによる入札は不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金 免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路建設課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

9 その他

(1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表（特記仕様書の別紙2）を同封すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、別途配布の入札説明書による。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 8 号

平 成 2 6 年 6 月 3 日

公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第5条関係) 事務決裁基準表 管理者決裁基準 (1)～(7) 〔略〕 (8) 〔略〕 〔別表第2 別記〕	別表第1(第5条関係) 事務決裁基準表 管理者決裁基準 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関すること。</u> (9) 〔略〕 〔別表第2 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分
〔略〕		
11	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定及び決定期間の延長に関する事	〔略〕
12	那覇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関する事	〔略〕
〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表第2（第4条関係）

共通専決事項

号	事項	専決区分
〔略〕		
11	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定（同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。）及び決定期間の延長に関する事	〔略〕
12	那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関する事	〔略〕
〔略〕		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第7号

平成26年5月20日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号 第 468 号

指定工事店名 株式会社 沖縄プラスチック産業

営業所所在地 糸満市西崎町5丁目5番地の5

代表者名 玉城 英治

有効期間 自 平成26年4月30日

至 平成31年3月31日

那覇市上下水道局告示第8号

平成 26 年 6 月 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
423	(株) 沖縄プラスチック産業	糸満市西崎町五丁目 5番地の5	玉城 英治	平成 26 年 5 月 21 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第9号

平成26年5月28日

公 布 済

那覇市情報公開条例施行規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 添 石 幸 伸

那覇市情報公開条例施行規則

那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

那覇市教育委員会が管理する公文書に係る那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）の施行については、別に定める場合のほか那覇市情報公開条例施行規則（平成26年那覇市規則第12号）の規定の例による。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 10 号

平 成 2 6 年 5 月 2 8 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（17） [略] （18） <u>那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号）に基づく公文書の公開の決定等に関すること。</u> （19） <u>那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）に基づく個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に対する決定等に関すること。</u> （専決） 第5条 [略] 2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。 （1）～（2） [略] （3） <u>前項第6号に規定するもののうち、那覇市情報公開条例第11条第2項及び那覇市個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき那覇市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、不服申立てに対する決定を行ったもの。</u>	（委任） 第2条 [略] （1）～（17） [略] （18） <u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第9条第1項の規定による公文書の公開の決定、同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定又は同条例第19条第2項の規定による不服申立てに対する決定等に関すること。</u> （19） <u>那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）第20条第2項の規定による不服申立てに対する決定等に関すること。</u> （専決） 第5条 [略] 2 [略] （1）～（2） [略] （3） <u>前項第6号に規定するもの</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 11 号

平 成 2 6 年 5 月 2 8 日

公 布 済

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成25年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 [略]	[略]
2 <u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)の施行に関する事務のうち、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申立ての受付に関する事務</u>	
3 [略]	
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 [略]	[略]
2 <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の施行に関する事務のうち、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務</u>	
3 [略]	
[略]	

那覇市教育委員会規則第 12 号

平 成 2 6 年 5 月 2 8 日

公 布 済

那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員 長 添 石 幸 伸

那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則

那覇市立学校適正規模等審議会規則（平成14年那覇市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（会議） 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 審議会は、原則として公開する。ただし、審議会において <u>那覇市情報公開条例第6条第1項各号</u> に該当すると判断した事項を審議するときは、非公開にすることができる。 4 〔略〕	（会議） 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 審議会は、原則として公開する。ただし、審議会において <u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第7条第1項各号</u> に該当すると判断した事項を審議するときは、非公開にすることができる。 4 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第4号

平 成 26 年 5 月 28 日

公 表 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 渡 慶 次 克 彦

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
[略]		
情報公開等に関する事項	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定及び決定期間の延長に関すること。	[略]
	那覇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関すること。	
	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
[略]		
情報公開等に関する事項	那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。	[略]
	那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関すること。	
	[略]	

那覇市教育委員会教育長訓令第5号

平成 26 年 5 月 28 日
公 表 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 渡 慶 次 克 彦

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）文書 職員が職務上作成し、又は取得した紙文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして教育委員会が保有しているものをいう。<u>ただし、那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号）第15条第2項の規定に該当するものを除く。</u> （2）～（19）〔略〕	（定義） 第2条 〔略〕 （1）文書 職員が職務上作成し、又は取得した紙文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして教育委員会が保有しているものをいう。 （2）～（19）〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第5号

平成 26 年 6 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | | |
|---|-------------------------|--------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5, 0 2 7 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 8 3, 7 8 4 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 4 1, 8 9 2 人 |

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号

平 成 2 6 年 6 月 2 日
掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程の全部を改正する(告示)

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市情報公開条例施行規程（昭和 63 年選挙管理委員会告示第 4 号）の全部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規程は、那覇市選挙管理委員会の管理する公文書の公開等について那覇市情報公開条例(昭和 63 年那覇市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。 (条例の施行) 第 2 条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則(昭和 63 年那覇市規則第 1 号)の規定の例による。 (事務の委任) 第 3 条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課主幹に委任する。 (1) 条例第 7 条の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 (2) 条例第 11 条第 1 項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、那覇市選挙管理委員会の管理する公文書の公開等について那覇市情報公開条例(<u>平成 26 年那覇市条例第 26 号</u>。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。 (条例の施行) 第 2 条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則(<u>平成 26 年那覇市規則第 12 号</u>)の規定の例による。 (事務の委任) 第 3 条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>情報公開担当職員</u>に委任する。 (1) 条例<u>第 6 条第 1 項</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 (2) 条例<u>第 19 条第 1 項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第 7 号

平 成 2 6 年 6 月 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する（告示）

那覇市選挙管理委員会規程(昭和 47 年 10 月選挙管理委員会告示第 38 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 7 章 専決事項 （局長の専決事項） 第 23 条 次に掲げる事項は、局長がこれを専決するものとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、委員長の指揮を受けるものとする。 （1）～（6） [略] （7）公文書の公開又は非公開に関すること。	第 7 章 専決事項 （局長の専決事項） 第 23 条 次に掲げる事項は、局長がこれを専決するものとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、委員長の指揮を受けるものとする。 （1）～（6） [略] （7）公文書の公開又は非公開に関すること。<u>ただし、那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号)第 9 条第 1 項の規定による公文書の公開又は同条例第 10 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による公開請求の拒否の決定に関することを除く。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平成 26 年 6 月 16 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 25 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市議会議長及び那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年度定期監査（後期）の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○ 市民生活安全課

効果的な補助事業の執行について（注意事項）

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金は、自治会等が負担する保安灯に係る電気料を算定基礎として、自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付するものである。しかし、自治会の活性化事業に対しては、まちづくり協働推進課からも別途、補助金が支出されている。

自治会の活性化事業に対して異なる部署で補助金を支出することは事務事業を効果的に進めるという観点から適切でなく、所管のあり方も含め補助事業の執行の見直しを検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

当該補助事業は、保安灯の設置により全市的な防犯を進めるため、より多くの保安灯設置につなげることを目的に保安灯の維持管理を行っている団体の負担軽減を図り、安全で住みよいまちづくりを進める事業です。

さらに当該補助金により、保安灯の維持管理を行う団体の経費負担が減り、活動が活性化されることも目的の一つであります。

当該事業補助の対象団体には、委託を行っている自治会以外の団体や通り会など様々な形態があり、防犯関係の所管である当課において事業実施を行っています。

注意事項については、自治会担当課の「まちづくり協働推進課」とも補助金について意見交換を行い検討したいと考えます。

○ まちづくり協働推進課

委託料の支払方法について（是正事項）

那覇市連絡事務委託料は、行政連絡事務を自治会に委託することにより、市政の円滑な運営を図ることを目的として、資金前渡により支払われている。経費を職員に前もって交付し支払先に支出する資金前渡は支出の特例であり、資金前渡のできる経費を規定した那覇市会計規則第54条には委託料は含まれていない。当該規則を遵守し、適正な予算の執行に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

那覇市連絡事務委託料の支払については、同委託料の性質を検討した結果、平成26年度より、前金払いにて行うこととします。

○ 文化振興課

伝統芸能・文化の継承発展補助事業について（要望事項）

伝統芸能・文化の継承発展補助事業は、地域の歴史と深く関わる伝統芸能・文化の継承発展に取り組む文化団体等に対する経費等を補助するものである。

平成25年度の交付先団体への補助対象経費は、主に赤毛・タスキハチマキ、少年獅子衣装、三線セット等の物品である。当該事業の補助金交付要綱に基づき、1件当たり50万円以上の取得財産等については、取得財産等管理台帳を

備えることとしている。

50 万円未満の取得物品についても、口頭で管理指導を行っているが、継続かつ効果的に管理できるよう文書にて指導され、補助事業による取得物品が適切に管理されるよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

50 万円未満の取得物品についても、購入備品一覧表にて提出を義務化し、適切に管理出来るように、平成 25 年度の交付先団体にも平成 26 年 4 月 16 日付け購入備品一覧表の提出を依頼し、提出頂いております。

議会事務局

○ 議会事務局（庶務課・議事管理課・議事調査課）

(1) 公印改廃の事務決裁について（注意事項）

平成 23 年度後期定期監査で指摘を受けて、議会事務局の公印の改廃が行われた。那覇市議会公印規程第 6 条で公印の改廃については、議長決裁と規定されているにも関わらず、事務局長決裁で処理されていた。当該規程を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、那覇市議会公印規程に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 議員への事務連絡方法について（要望事項）

本市議会議員の大半が事務連絡用として、議会事務局で貸借しているファクシミリを希望する議員に貸与している。パソコンや携帯電話等が普及している状況において、自宅内外で受信できる電子メールは利便性が高い。ファクシミリで行っている事務連絡手段について、事務の効率性・経済性の観点から、他の電子通信機器を含めて見直しを検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

議員への事務連絡の手段については、議員の要望を確認しファクシミリや、携帯電話等で対応しているところです。現在、議会事務局が議員に貸与しているファクシミリは 24 台となっており、今後どのような通信手段が可能か議員の要望を踏まえ検討してまいります。

上下水道局

○ 総務課

予定価格調書等の作成年月日未記載について（注意事項）

上下水道局における契約事務全般について（工事契約を除く。）、予定価格調書、最低制限価格調書の作成年月日の未記載が散見された。いずれの調書にも日付欄のないことが原因と思われる。契約事務の透明性確保の観点から、各様式の見直しと併せてマニュアルを整備し適切な事務処理に努められたい。

☐ 注意事項に関する措置

予定価格調書等の様式はすでに平成25年7月に変更し日付欄を設けております。また市長事務部局の契約事務マニュアルを活用し適切な事務処理に努めてまいります。

○ 料金サービス課

水道メーター検針業務の自治会への委託について（要望事項）

水道メーター検針業務の一部については、「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、各自治会の活動が活性化される等の目的で、4ヶ所の自治会との随意契約となっている。

自治会に支払われた委託料については、すべて検針従事者に対する報酬となっていることから、自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨に照らし妥当かどうか、契約のあり方について検討されたい。

☐ 要望事項に関する措置

本局では、水道メーター検針業務の一部について「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、希望のあった4ヶ所の公営住宅自治会と個別に業務委託契約を締結しております。

平成26年7月からは希望のある2ヶ所の公営住宅自治会が加わり、合計6自治会になる予定です。

契約のあり方については、同委託業務の意義等を仕様書に記載することで自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨を明確にしたいと考えております。

検針業務従事者である自治会長や会員が、検針業務をとおして、公営住宅居住者への声かけや1人世帯者の安否確認を行うなどにより、住民同士の交流を図ることで、自治会加入者数を促進するなど自治会の活性化に寄与できるものと考えています。

○ 工務課

予定価格調書の適切な保存について（注意事項）

図面用複写機賃貸借契約は、入札手続きを2回行っている。第1回目は入札日の前日までに全指名業者が辞退したことから入札に至らず、第2回目で落札している。第1回目入札の予定価格調書について、当該文書は誤って廃棄されたということである。予定価格調書は、契約関係の書類として重要であり上下水道局文書取扱規程第41条により5年間保存することとされている。文書取扱規程に基づいた適切な文書管理に努められたい。

☐ 注意事項に関する措置

今後はこのようなことがないように留意し適切な文書管理に努めます。（総務契約検査係）

○ 下水道課

土地物件収益に係る収入調定及び収入について（注意事項）

土地物件収益に係る収入調定及び収入のうち、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分とその他の貸付分に係る収入調定及び収入の方法が異なっている。美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分に関しては、納入義務者からの収入があった時

点で直接、収入調定及び収入の事務処理を行っている。その他の貸付分に係る土地物件収益については、下水道用地として収納すべき分と一般会計が収納すべき土地に係る分が混在しているとの理由により、3月に一般会計への納付分と下水道用地分を確定している。しかし、その他の貸付分10件中7件は、下水道用地単独の貸付分であり、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分と同様の収入調定及び収入の方法が可能である。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の規定に基づき、適切な収納事務を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

平成26年度から土地物件収益に係る収入調定については、収入がある時点で、下水道用地は土地物件収益、法定外用地は預り金として収入調定を行い、下水道用地と法定外用地が混在している箇所についても、面積に応じて土地物件収益と預り金に分けて収入調定を行ってまいります。

また、法定外用地分の収益は、まとめて年度末に本庁の一般会計への繰入れを行ってまいります。

正 誤

○那覇市公報第 1617 号の正誤

2014（平成 26）年 4 月 1 日付け那覇市公報第 1617 号に登載された那覇市教育委員会規則第 7 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
72	上から 15 行目	それぞれの	、それぞれの
72	下から 8 行目	通知して行なう。	通知して行う。
72	下から 9 行目	副議長に	副議長が
73	上から 9 行目	決定については、	決定については、